

## ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

### 1 改正の内容

位置情報無承諾取得等として規制の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）

- (1) 特定の者等の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
- (2) 位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
- (3) 特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること

### 2 施行期日

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。（附則関係）